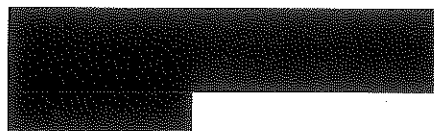


裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成30年5月8日に提起した上記処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要

1 処分に至る経緯等

審査請求書、弁明書、反論書、審理員からの質問に対する回答書、上記処分庁から提出された弁明書に添付された物件及び審理員の依頼に基づき提出された物件による本件審査請求に係る本件処分及び本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成28年3月19日、審査請求人の母親が交通事故で死亡。
- (2) 平成28年4月4日、審査請求人が未成年者であったため、弟、妹とともに叔母（以下、「被処分者」という。）の世帯に転入。
- (3) 平成28年8月31日、処分庁は審査請求人の母親の死亡による遺族年金受領に伴う法第63条に基づく返還金について、324,336円と決定。
- (4) 平成29年2月13日、被処分者から処分庁へ、審査請求人の母親の死亡保険金（本件審査請求の対象とは別）が2月6日に入金された旨を電話報告。
- (5) 平成29年5月22日、被処分者は処分庁に出向き、保険金が振り込まれている審査請求人の預金通帳を提示。
入金日 平成29年2月9日（(4)では2月6日と記載）
入金額 290,477円（本件審査請求の対象とは別）
処分庁は被処分者に対して、自立更生について説明、聴取。
- (6) 平成29年6月21日、被処分者は処分庁に対して、自立更生にかかる費用を申立て。
- (7) 平成29年7月5日、処分庁は審査請求人の母親の死亡保険金受領に伴う法第63条に基づく返還金について、自立更生にかかる費用を考慮し187,375円と決定。
- (8) 平成29年7月18日、被処分者は全額（187,375円）を納付。

- (9) 平成29年10月11日、被処分者が処分庁に出向き、審査請求人の母親の死亡保険金34,000千円（審査請求人以外の弟、妹の受領額を含む）を受領したことを申告。併せて、生活保護を辞退する旨の申し出を行い辞退届を提出した。処分庁によると、この際、被処分者から、これまでに自立更生は受けており、保護費は返還するとの申し出（審査請求人側は否定）あり。処分庁は審査請求人とその弟、妹が世帯に編入して以降の扶助費は全額返還となる旨を説明。
- (10) 平成29年10月20日、処分庁は被処分者に対して、返還金額が約6,000千円になることを説明。また、納付書は平成30年2月以降に送付することを説明。
- (11) 平成30年2月14日、法第63条に基づく返還金について5,804,498円と決定。
- (12) 平成30年2月26日、審査請求人の未成年後見人（本件代理人（以下「代理人」という。））である弁護士から処分庁に電話で不服の申し出あり。審査請求人とその兄弟以外が受給した保護費も返還金の対象となっているので、預貯金から返還するのは横領に当たるのではないかと考えており、家庭裁判所の見解を確認するとのこと。
- (13) 平成30年3月28日、代理人から処分庁に電話で連絡があり、家庭裁判所との協議で審査請求人の預貯金から返還金の支出は認められなかったとの申出。
代理人から、県に対し審査請求を行うことと返還金の納付をしないよう被処分者に指示したことが処分庁に伝えられた。
- (14) 平成30年5月14日、代理人から本件処分に関する審査請求書が審査庁に送付された。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人適格について

本件処分は、審査請求人の受け取った保険金を世帯の収入として決定されており、被処分者は預貯金もないことから、同一世帯員である審査請求人の預貯金から支払うことを前提として行っている。

審査請求人は本件処分により財産権が侵害されるおそれがあることから、審査請求人適格を有する。

(2) 返還金の決定などについて

① 被処分者は預貯金もなく、審査請求人の受領した死亡保険金から費用返還せざるを得ない状況である。

しかしながら、審査請求人は未成年者であり、被処分者らは審査請求人の未成年後見者である。このため、被処分者は審査請求人の財産を自由に使える立場にないのであり、審査請求人の保険金を世帯（主）の収入とみることは、未成年後見制度の趣旨に反する。

② また、未成年後見人である被処分者が、審査請求人の財産から保護費を返還することは、利益相反行為（民法第826条1項）に該当しうる。

③ さらに処分庁は、被処分者らに未成年者らの預貯金で生活していくよう指導し、生活保護を打ち切っている。かかる処分庁の指導は、未成年者の預金から生活費を捻出することを促すものであり、公共機関の指導としては問題である。

④ 本件処分は、被処分者が未成年後見人であることに配慮せずになされており、審査請求人が保険金を得たことを被処分者の資力として行った判断には事実誤認があり違法である。

⑤ 死亡保険金については、自立更生に充てられる額について、収入として認定

しない取扱いになっているが、処分庁から自立更生についての説明はなかった。
被処分者は、就学に伴う費用や利用の必要性が高い生活用品等を審査請求人の預貯金から捻出している。

これらの費用については、返還の免除（法第80条）が検討されるべきであり、返還金額を決定するにあたり、自立更生費について検討しなかったことは、判断要素の選択に合理性を欠いているといえる。

- ⑥ 本件処分は、保護開始時に審査請求人に保険金が支払われる可能性を処分庁が認識していたものであり、保護を要しないものとして世帯分離も考えられたケースであるにもかかわらず同一世帯として保護を開始し、審査請求人が保険金を得たことを理由に世帯員全員分の保護費の返還を求めており、裁量権の逸脱・濫用にあたり、違法である。
- ⑦ 被処分者は、生活保護を打ち切られ、自らの給料約8万円程度で、家賃・光熱費・審査請求人ら以外の世帯員の生活費を負担している。被処分者が本件処分全額の返還義務を負うとなれば、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法第25条第1項）が害される。したがって、本件処分は、法第1条の趣旨に反するものであり、違法である。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求人適格について

審査請求人は、本件処分を直接受けた者ではない。

また、保護費の返還を同一世帯員である審査請求人らの預金から支払うことを前提として決定を行っているとは主張するが、処分庁としては、本件処分の返還金債務の原資について関知するものではない。

本件処分は被処分者にのみ債権を生じさせるものであり、処分庁は審査請求人に支払いを請求できるものではない。

従って、本件処分により審査請求人の法律上の利益は何ら侵害されておらず、審査請求人適格が欠如していることから本件審査請求は却下すべきである。

(2) 返還金の決定などについて

- ① 審査請求人が主張するとおり、審査請求人の資産により本件処分にに基づく返還金を支払うことは認められない。
- ② 本件処分に限らず保護受給者の世帯員の収入は保護受給者個人の収入とみなしているのではなく、「世帯」の収入として計上している。
- ③ 本件処分は、被処分者に対するものであり、審査請求人の預貯金から返還金を支払わせるものではなく、審査請求人に債務を負わせるものでもない。
- ④ 従って、処分庁としては、被処分者に対し、返還金を審査請求人の資産から支払うことを求めてはいない。
- ⑤ 生活保護の廃止は、被処分者自身からの申立てによるものであり、審査請求人らの資産を利用して生活するように指導した事実はない。
- ⑥ 自立更生費については、被処分者に説明を行い、申立書の提出を受け、認定を行っている。
- ⑦ 保護開始時に審査請求人に保険金が支払われる可能性については、被処分者から「飲酒運転による自損事故で保険金の受取は見込めない」との説明を受けており、保険金を受給する可能性は把握していなかった。
- ⑧ 世帯分離に関しては、世帯編入当時は単独で生活できる資産状況になく、保護を受給しなければ生活できない状況にあった。そもそも世帯編入は被処

分者の強い意思により申請されたものである。

- ⑨ 審査請求人の主張内容に事実の誤りがあることから、本請求は棄却されるべきである。

3 弁明書に対する審査請求人の反論の内容

(1) 審査請求人適格について

審査請求は、「行政庁の処分不服がある者」(行政不服審査法(平成26年6月13日法律第68号)第2条)がすることができる。

審査請求人適格は、処分の名宛人以外の者であっても、自己の法律上の利益が侵害されていれば認められるものである。

処分の名宛人以外の者の法律上の利益の判断にあたって、法令の趣旨及び目的、本件処分により考慮されるべき利益や害されることとなる利益の内容及び性質を考慮すれば、法は保護世帯の世帯員である審査請求人の利益も保護しており、審査請求人には法律上保護された利益があるといえ、審査請求人は「行政庁の処分不服がある者」にあたる。

なお、本件審査請求については、 家庭裁判所に事前に相談しており、審査請求人適格について裁判所から問題は指摘されなかった。

(2) 審査請求人らの預金は活用できる資産に当たらないこと

法第63条の「資力」とは、返還されるべき保護費を受給した時点において、客観的に存在し、当該保護受給者に帰属していることが必要である。審査請求人の保険金については、保護受給者である被処分者に帰属しているものではない。また、被処分者は審査請求人らの未成年後見人であり、審査請求人らの財産管理権限はあるものの、審査請求人の預金を審査請求人以外の者の生活費等に充てることはできない。そうであるとすれば、審査請求人の預金は、活用できる資力には当たらない。

処分庁は審査請求人らの預金を活用できる資力として、本件処分を行っているものであり、処分の判断の基礎となる事情に事実誤認があり、本件処分は裁量権の逸脱・濫用として違法である。

(3) 本件処分の判断過程に重大な瑕疵があること

法第63条の適用にあたって、厚生労働省は、自立更生費について被保護者からの要望等を聞き取り、また、世帯全員を含む被保護者の生活実態を十分に調査・把握し、自立更生に必要な控除の検討を充分に行うことを前提かつ条件とする。

本件処分においては、処分庁は平成29年7月5日返還金決定の際、既に自立更生費の申立をしたことを理由に、主より新たな申し立ての意思はないことを確認し、自立更生費を0円としている。

しかしながら、被処分者は保護費返還決定の際、自立更生費の説明を受け、自らの申し出により自立更生費が0円としたことはない点は審査請求書でも述べたとおりである。

また、被処分者はケースワーカーに審査請求人の未成年後見人であることを伝えていたから、処分庁は被処分者が未成年後見人として審査請求人らの死亡保険金を自由に使える立場にないことは承知していたはずである。

処分庁は、本件処分にあたり、このような世帯を含む生活実態を十分に調査・把握していたとはいえない。

したがって、処分庁の判断過程には重大な瑕疵があり、本件処分は、処分庁の

裁量権の逸脱・濫用にあたり、違法であり、取り消されるべきである。

4 審査請求人の反論に対する処分庁の主張の内容

(1) 審査請求人適格について

行政事件訴訟法（昭和37年5月16日法律第139号）における原告適格の判断基準が行政不服審査法の審査請求人適格においても妥当することには異論はない。

しかしながら、本件処分は被処分者に対してなされたものであって、審査請求人に何らの債務を負わせるものではなく、本件処分により審査請求人の財産権に侵害が生じることはないことから、前記判断基準における「法律上の利益」は本件審査請求における審査請求人には認められない。

本件審査請求は、審査請求人適格のないことを理由として却下されるべきである。

家庭裁判所は、未成年後見人を監督する立場ではあるが、審査請求人適格について検討をする立場にはない。

(2) 自立更生費の認定について

被処分者は平成29年6月21日に自立更生費の申立てを行っており、被処分者が同制度を認識していたのは明らかである。

本件処分に際し自立更生費について説明がなかった、処分庁が調査をすべきであったという主張はあまりにも非常識である。

処分庁としては、本件処分をするにあたって、当然、聞き取り調査を行っており、その際に被処分者から自立更生費の申立てはしないとの回答を得て処分を行っている。

自立更生費として認定されていないと主張されている物品については、そもそも購入したことについて処分庁に報告すらなされておらず、明らかに事実と異なる。

5 処分庁の再弁明に対する審査請求人の再反論

(1) 審査請求人適格について

処分庁は審査請求人が同一世帯員であることを理由に、被処分者の世帯に生活保護を開始し、同一世帯員である審査請求人らが保険金を受領したことを理由に、生活保護を廃止し、本件処分を行ったものである。

同一世帯である審査請求人と被処分者の生活実態を考慮すれば、本件処分は審査請求人の利益を考慮しており、本件処分によって審査請求人の利益が害されることになる。

処分庁は、本件処分は未成年後見業務とは無関係と主張する。しかしながら、家庭裁判所も本件処分が審査請求人の生活に多大な影響を与えると考えたからこそ、未成年後見人推薦依頼の際、返還金の額の妥当性についての検討を未成年後見人に求めている。当職が未成年後見人として審査請求を行うことについて裁判所の意見を伺ったところ、担当裁判官より当職の方針で構わないとの回答を受けた。

本件処分の関係法令である法第10条は世帯員である審査請求人の利益を考慮しており、本件処分により審査請求人の重大な利益が害されるから、審査請求人には審査請求をする法律上の利益が認められる。

(2) 事実関係の認否、審査請求人の主張

① 辞退届について

辞退届を被処分者が書いたことは争わないが、被処分者が自ら辞退を申し出てきたことについては否認する。被処分者は、ケースワーカーから審査請求人らの預貯金があるから、今後は生活保護を受給することはできないといった趣旨の説明を受け、やむを得ず辞退届を提出したものである。

② 自立更生費の認定について

処分庁は数ヶ月前に自立更生費の説明をしたとするが、被処分者の理解能力からすれば、本件処分に際しても説明すべきであった。平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」でも、被保護者については常に説明と同意に努めることが求められている。

仮に、自立更生費について説明を要しないとされているとしても、処分庁が自立更生費について聞き取りを行っていれば、被処分者は自立更生費の申立てをしたはずである。しかしながら、被処分者は自立更生費の申立ての意思がないことの確認をされたことはない。

処分庁は、自立更生に必要な控除の検討を十分行うことなく本件処分を行っており、判断過程に重大な瑕疵があるといえ、本件処分は裁量権の逸脱・濫用にあたり違法である。

6 審査請求人の再反論に対する処分庁の主張の内容

(1) 法律上の利益

法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう（最判昭53年3月14日）。ここでは、関係法令が第三者の権利利益の保護を趣旨としているか否かという点が問題となるものの、処分庁が主観的に考慮した事情か否かが影響する余地はない。処分庁が考慮をしたか否かという点は審査請求人適格ではなく、処分についての裁量権の逸脱の有無に影響するものである。

したがって、反論書の主張は失当である。また、被処分者は、自身の債務の弁済に審査請求人の資産を流用できないから、「審査請求人らに重大な影響がある」というのは、法的根拠を欠く主張である。

さらに、反論書の主張内容は、法的義務が無いことについて、審査請求人が自ら出費をすることを前提としており、処分により審査請求人の利益が害されているということとはできない。かかる主張を認めるのであれば、法第63条決定を受けた者に対し、自主的に援助をする者全てが審査請求人適格を有することになってしまう。

(2) 世帯単位の原則と審査請求人適格

法第10条は、世帯を単位として保護を実施する旨を明記している。しかしながら、これは、保護を開始するにあたって世帯単位で資産状況を勘案して要否や程度を定める（個人として貧困状態にあっても世帯員に資産があるのであれば原則として保護を開始しない）ことを意味するのみであって、世帯員の権利利益を被処分者とは別に個別に保護する趣旨を含有するとは解し得ない。保護廃止や停止であれば、世帯員の生存権に直結しており、法第10条を介さずとも世帯員にも審査請求人適格が認められると解されるが、法第63条に基づく決定は、被処分者個人に対してのみ効力を有し、世帯員に対しては一切の権利義務の変動を生じないのであるから、他の世帯員の権利利益を考慮する余地はない。

7 処分庁の再々弁明に対する審査請求人の再々反論

審査請求人と同一家計である被処分者が多額の負債を負えば、審査請求人の生活に重大な影響があることは明らかで、処分によって害される利益には、被処分者のみならず、審査請求人の利益も含まれる。

審査請求人は、同一世帯員に収入があることを理由に被処分者が受けた処分を世帯員として争うものであり、審査請求人は処分の根拠となった収入を有するものであるから、本件処分を争うについて法律上の利益を有する。

処分庁は、本件処分の根拠となる法令として法第10条の世帯単位の原則を挙げており、被処分者と同一生計同一世帯員である審査請求人の法律上の利益は、被処分者と同視すべきものであり、「当該処分によって考慮されるべき利益」（行政事件訴訟法第9条2項）に該当する。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 審査請求人適格について

法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と規定する。

また、行政不服審査法第2条（処分についての審査請求）では、「行政庁の処分に不服がある者は、（中略）、審査請求をすることができる。」と規定する。

(2) 世帯分離について

法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。

局長通知では、第1-2において、「同一世帯に属していると認定されるものでも世帯分離して差しつかえないもの」、1-5「世帯分離して差しつかえないもの」について規定しているが、本件審査請求の事案は該当するものがない。

また、問答集では、問1-38において、「世帯分離の措置が認められるのは、実施要領に列記された場合に限られる」としている。

(3) 法第63条について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定する。

(4) 自立更生費について

次官通知では、第8-3-(3)一キにおいて、「死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないことと規定している。

局長通知では、第8-2-(4)において、「死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と規定している。

また、第8-2-(5)において、「(4)の収入として認定しない取扱いを行うに際して、当該貸付資金、補償金等が世帯の自立更生に役立つか否かを審査す

るために必要があるときは、自立更生計画書を徴すること。」と規定している。

2 上記規定に照らした本件処分に関する考え方

(1) 審査請求人適格について

審査請求人適格について、最高裁判所判決昭和53年3月14日(昭49(行ツ)99)では、「処分について不服があるもの」とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。とされている。

また、法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と規定する。

具体的な保護ないしその変更処分は世帯主を名宛人としてされるものではあるが、被保護世帯の構成員も生活困窮者である以上保護受給権を有すること及び同処分等の効果は世帯の構成員全体に及ぶことからすると、世帯主以外の構成員もその取消しを求める利益を有すると解されている。(福岡高裁平成10年10月9日判決趣旨)

処分庁は、「法第63条に基づく決定は、被処分者個人に対してのみ効力を有し、世帯員に対しては一切の権利義務の変動を生じないのであるから、他の世帯員の権利利益を考慮する余地はない。」と主張する。

一方で、平成30年2月14日付けの生活保護法第63条返還金決定通知書「3 適用内容」には、「主の姪及び甥が、主の姉の死亡保険金34,000,000円を受領したことにより、生活保護法第63条に基づき、姪と甥の世帯編入後から保護廃止日(平成28年4月～平成29年10月)までに支給した保護費に返還すべき額が生じたもの。」と記載されており、本件処分が、審査請求人が死亡保険金を受領したことを原因として行われていることは明白である。

以上より、審査請求人は本件処分の直接の相手方ではないものの、生活保護は世帯単位で適用されること、本件処分の理由としている死亡保険金の受領者である審査請求人に本件処分の影響が及ぶことから、審査請求人は、本件処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者ということができ、すなわち審査請求人適格を有するものといえることができる。

(2) 世帯分離について

審査請求人らは、世帯編入された平成28年4月4日時点で死亡保険金に関する資力は有していたのであるが、受領するに至っていなかったことからそれを活用できず、審査請求人らのみで要保護状態にあり、世帯編入された被処分者の世帯としても要保護状態にあった。

法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。

局長通知では、第1-2において、「同一世帯に属していると認定されるものでも世帯分離して差しつかえないもの」、1-5「世帯分離して差しつかえないもの」について規定しているが、本件審査請求の事案はこれらに該当するものがない。

また、問答集では、問1-38において、「世帯分離の措置が認められるのは、実施要領に列記された場合に限られる」としている。

以上より、世帯分離の措置が認められる場合に該当するものがないことが確認できる。

このため、本件が世帯分離していないことについて、違法・不当な点は認められない。

(3) 法第63条の適用について

法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

本件処分については、審査請求人の母親の死亡時(平成28年3月19日)に保険金の請求権が発生しており、審査請求人は被処分者の世帯に転入した時点(平成28年4月4日)において、亡母の死亡保険金にかかる資力を有していたものと認められる。

(4) 利益相反行為に当たるかについて

未成年者の財産を法第63条にいう「資力」として取得したことを理由に返還請求を行うことの可否について、大阪地方裁判所判決平成20年12月10日(平19(行ウ)91)によると、「法は、10条本文において、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする旨規定することにより、いわゆる世帯単位の原則を明らかにし、世帯員の需要及び収入を一括し、世帯としての最低生活費及び収入の認定を行い、それに基づき保護の要否及び程度を定めるものとしている。」とし、「法63条にいう「資力」についても、世帯単位でその存否を判断すべきであって、原則として当該資力の取得者ないし処分権限の有無を問わないものというべきである。」としている。

また、「保護費の返還額の決定は、行政庁の保護受給者に対する一方的な行政処分であることからすると、この返還額の決定自体については、保護を受けた世帯内における親子の利益相反の問題が生じる余地はなく、仮に、利益相反の問題が生じ得るとしても、それは、当該行政処分によって課された返還義務の履行の段階においてにすぎない。」とされており、「資力」の有無の認定に当たり、当該世帯の構成員に未成年の子とその子に対する親権等を行う者が含まれている場合について別異に解すべき法上の根拠は何ら見いだせず、法63条の規定に基づく費用返還義務の履行における世帯構成員間の利害の調整等は民法その他の私法規定にゆだねているものと解すべきである。」とされている。

本件審査請求は、世帯を構成する者が未成年後見人と被後見人という関係であるが、利益相反行為に関する考え方は、上記判決の趣旨を採用することができると思われる。

したがって、処分庁が、被処分者に対し、審査請求人に生じた資力をもって、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、保護費の返還を求めたことに、違法・不当な点はない。

(5) 費用返還金額の算定について

ただし、審査請求書の添付書類の平成30年3月12日付「生活保護法第63条返還金決定通知書の理由について」と題する書面(写し)によると、処分庁は、返還額を算定する際に、審査請求人らの世帯転入後から保護廃止日までに支給した保護費から、平成28年4月以降平成29年10月までに決定した法第63条返還金を控除

し本件処分にかかる返還金額を決定したとしているが、平成29年7月5日決定法第63条返還金については、対象額の282,477円を控除すべきところ、当該返還金にかかる自立更生費95,102円を除いた187,375円しか控除されていないことから、本件処分に係る返還金額を95,102円過大に請求している誤りがある。

これは、過去に自立更生費として認められたものまでも本件処分の返還額に含まれているものであるから、結果として当該自立更生費95,102円が認められていないことになる。

また、処分庁から提出された、本件処分に係る「総支給額及び資力算定表」を検証した結果、平成29年9月分について最低生活費から収入充当額を差し引いた金額が扶助額と一致しないため、合計欄についても最低生活費から収入充当額を差し引いた金額が扶助額と一致しないという算定の基礎となる金額の信ぴょう性が疑われる誤りが認められる。

さらに、同表では、総支給額から法第63条返還金を控除した金額は5,804,948円となっているが、返還金の決定額は5,804,498円と決定している誤りも認められる。

したがって、本件処分は上記のとおり、その費用返還金額の算定に誤りがあり、違法である。

(6) 自立更生費について

本件処分における自立更生費について処分庁の説明の有無若しくは、自立更生費を0円と被処分者が申し出たことについて、被処分者は、処分庁から「自立更生についての説明を受けたことはなく、自らの申出により、自立更生費を0円とした記憶はない。」としている。

さらに、被処分者は就学に伴う費用や利用の必要性が高い生活用品等を審査請求人の預金等から捻出しており、これらの費用については、返還の免除が検討されるべきで、返還金額を決定するにあたり、自立更生費について検討しなかったことは、判断要素の選択に合理性を欠いているといえるとしている。

一方、平成29年10月11日、被処分者が保護の辞退を申し出た際の処分庁のケース記録に「これまで通り、児童手当や遺族年金、児童扶養手当の受給を受けるため、保護は続けられないと思っています。自立更生費の申立は既にしたので保護費は返還します。」と被処分者が申し立てた旨の記録があり、処分庁は、本件処分をするにあたって、当然聞き取り調査を行っているところであり、その際に被処分者から自立更生費等の申立はしないとの回答を得て処分を行っていると主張している。

再弁明書において、処分庁は「(平成29年6月21日に、別件の法第63条の費用返還決定の際に、自立更生費について)十分な説明を受けて自立更生費の申立をしてから数か月しかたっていないにもかかわらず、本件処分について説明がなかった、処分庁が調査をすべきであったとする主張は、あまりにも非常識である。」と主張しているが、平成29年6月の説明から本件処分の決定まで6ヶ月以上経過していること、本件処分に係る収入があったことを契機に保護を辞退していることを考慮すると、被処分者が、再度の説明を求めることについては、非常識なものとは言えない。

また、別冊問答集問13-5(2)オによると、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額を要返還額から控除することが

できるとされており、本件事案はこの要件に該当するため、処分庁は、この点についても十分調査を行う必要があったものと認められるが、提出されたケース記録等では、調査が行われた形跡はない。

また、仮にこれらの調査が行われていれば、請求人が主張するとおり、請求人の預貯金から捻出した就学に伴う費用や生活用品等については、自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額として要返還額から控除することの検討が行われた可能性が高い。

したがって、自立更生費の返還控除について十分な調査・検討がなされなかった本件処分の手続に合理性があるとは認められず、不当であると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月9日

鹿児島県知事 三反園 訓



